

奈良県告示第四百三十五号

平成十六年三月奈良県告示第六百六十一号（かいの指定）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

「景観・環境総合センター」の下に「産業振興総合センター」を加え、「（奈良朱雀高等学校及び宇陀高等学校を除く。）」を削る。